

商品名等 (電気用品名等)	トイレ擬音装置用金属製埋込ボックス
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、トイレ擬音装置（「その他の音響機器」として対象のもの）をタイル壁面に設置する際、電線の引込み及び擬音装置の固定のために壁面に埋め込まれる金属製のボックスである。擬音装置製造事業者の国内関連事業者が製造し、擬音装置製造事業者に納入され、擬音装置に同梱されて出荷される。 なお、擬音装置は充電部の露出する箇所がないなど、電気用品として完成した構造のものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 前面は開口となっており、四隅に擬音装置固定用のねじ穴を有している。また、電線引込用の穴（φ22mm）が上面及び両側面の合計3箇所に設けられている。ボックスに電源電線を引き込む際には、穴に電線管コネクター（E19：管外径φ19.1mm用）を取り付けて電線管に接続する（湿式タイル壁の場合）か、又はゴムブッシュを取り付ける（乾式タイル壁の場合）。 ボックス内に引き込んだ電源電線を擬音装置の電源端子に接続した後、ボックス前面に擬音装置背面が接触する形で、擬音装置をねじで固定し設置する。</p> <p>寸法：H102×W224×D50mm 材質：SPCC（一般用冷間圧延鋼板）、ユニクロめっき仕上げ</p> <p>○主な使用者、販売先 使用者：一般使用者 販売先：水工店等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品のうち、金属製電線管類附属品の「金属製のボックス」として取り扱う。</p> <p>(理由) このボックスは、「金属製のコネクター」を介して「金属製の電線管」に接続し、擬音装置への電源電線の引込み及び擬音装置の取付けを意図したものであり、金属製電線管類附属品の「金属製のボックス」（アウトレットボックス）で対象として取り扱い、これを製造する国内関連事業者を製造事業者として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	